

NHKのガバナンスに関する制度の現状と論点

令和5年12月26日
公共放送WG事務局

目次

1. NHKのガバナンスに関する制度	2
(1) NHKのガバナンスに関する制度の現状	3
(2) NHKガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改正	7
2. 公共放送ワーキンググループにおけるこれまでの主な議論	20
3. NHKのガバナンスに関する論点	28
【参考】 参照条文	31

1. NHKのガバナンスに関する制度

(1) NHKのガバナンスに関する制度の現状

NHKの概要

① 放送法に基づく受信料を主たる財源とする特殊法人

第15条 協会は、公共の福祉のために、**あまねく**日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による**国内基幹放送**（中略）を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて**国際放送**及び**協会国際衛星放送**を行うことを**目的**とする。

第64条 協会の放送を受信することのできる受信設備（略）を**設置した者**は、同項の認可を受けた**受信契約**（略）の条項（略）で**定めるところにより**、**協会と受信契約を締結しなければならない**。ただし、特定受信設備を住居（略）に設置した場合において**当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき**、**その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない**。

<参考> 月額受信料

地上放送のみ 1, 100円

地上放送+衛星放送 1, 950円（通称「衛星付加受信料」は850円）

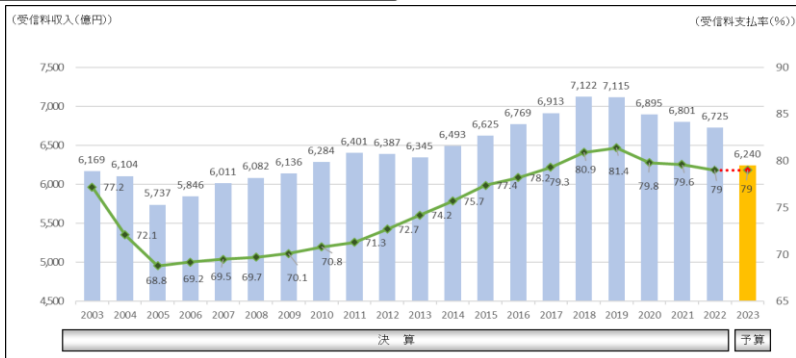
② 組織

経営委員会（12名）

理事会（会長、副会長、理事（10名））

- ・国内：放送センター他53放送局
- 海外：4総局、25支局（R5.3月末）
- ・職員数：10,175人（R5.3月末）

④ 受信料収入と支払率



注1) 2012年から消費税の会計処理について税抜方式に変更したため、2011年までの受信料収入については、税込額の数値から税抜額を試算したものの。

注2) 2012年10月より、月額120円の受信料値下げを実施。

注3) 2014年4月からの消費税引上げに伴い、受信料額を変更。

注4) 2019年10月からの消費税率引上げ時に受信料額を据え置き。

注5) 2020年10月から地上、衛星契約ともに受信料額を2.5%引下げ。

注6) 2023年10月から地上、衛星契約ともに受信料額を1割引き下げ。

③ 業務

必須業務（目的達成業務）

国内基幹放送

■ テレビジョン放送

地上放送 2ch（総合・教育）

衛星放送 3ch（BS・BSプレミアム4K・BS8K）

■ ラジオ放送 3ch

第1（AM）・第2（AM）・FM

国際放送

■ テレビジョン放送（衛星）

外国人向け英語放送「NHKワールド JAPAN」

邦人向け日本語放送「NHKワールド・プレミアム」

■ ラジオ放送（地上（短波・中波・FM）、衛星）

17言語による外国人向け放送「NHKワールド JAPAN」

日本語による在外邦人向け放送「NHKワールド・ラジオ日本」

任意業務（できる業務）

■ インターネット活用業務

（テレビ・ラジオの放送番組をインターネットで配信する業務等）

⇒NHKは**実施基準**を作成し、**総務大臣の認可**を受けることが必要

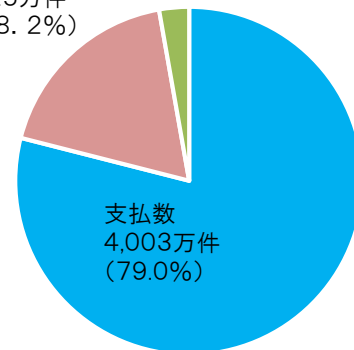
令和5年3月末の 受信料の支払い状況

受信契約対象数
5,069万件

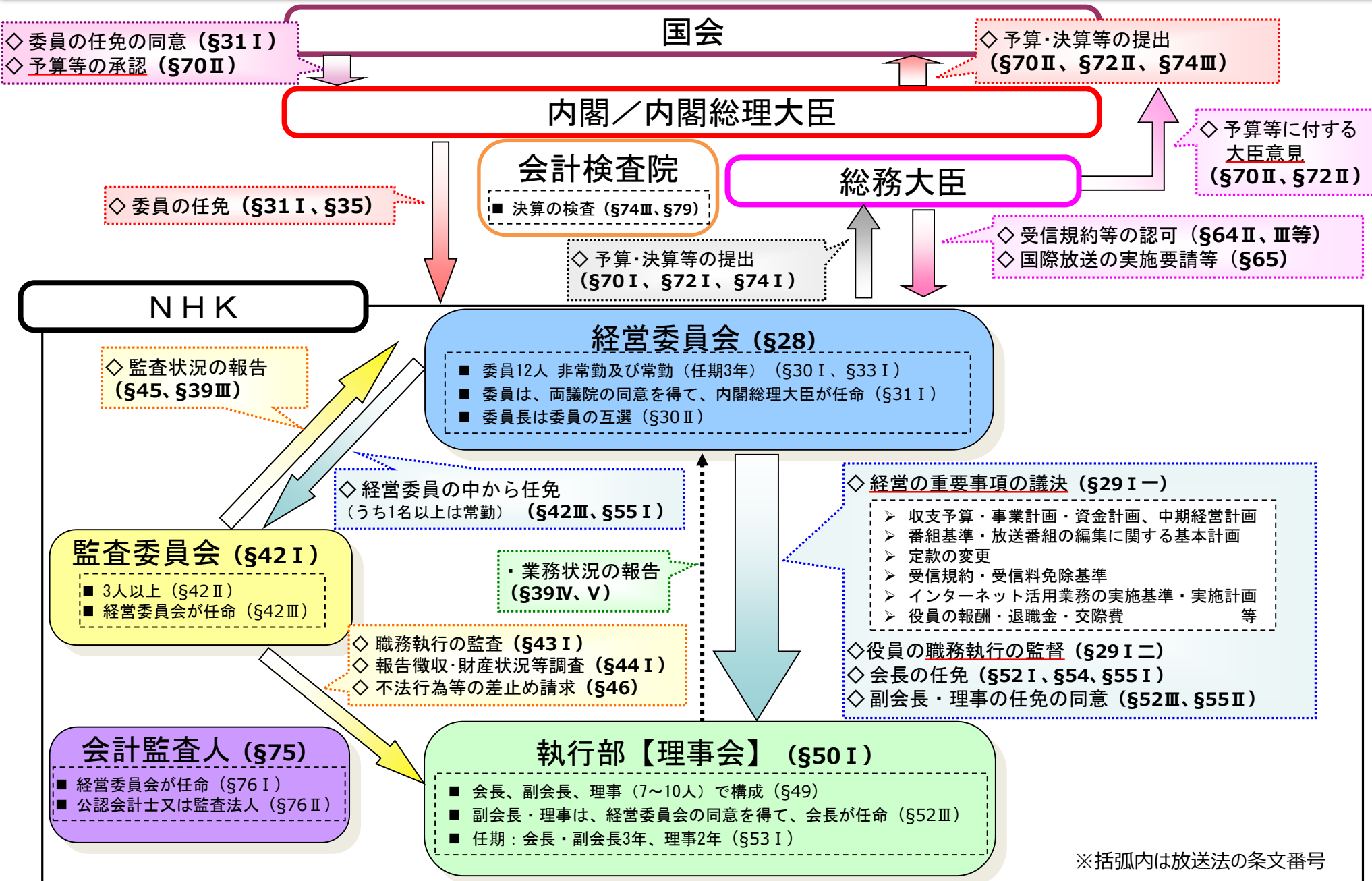
未収数
141万件
(2.8%)

未契約数
925万件
(18.2%)

支払数
4,003万件
(79.0%)

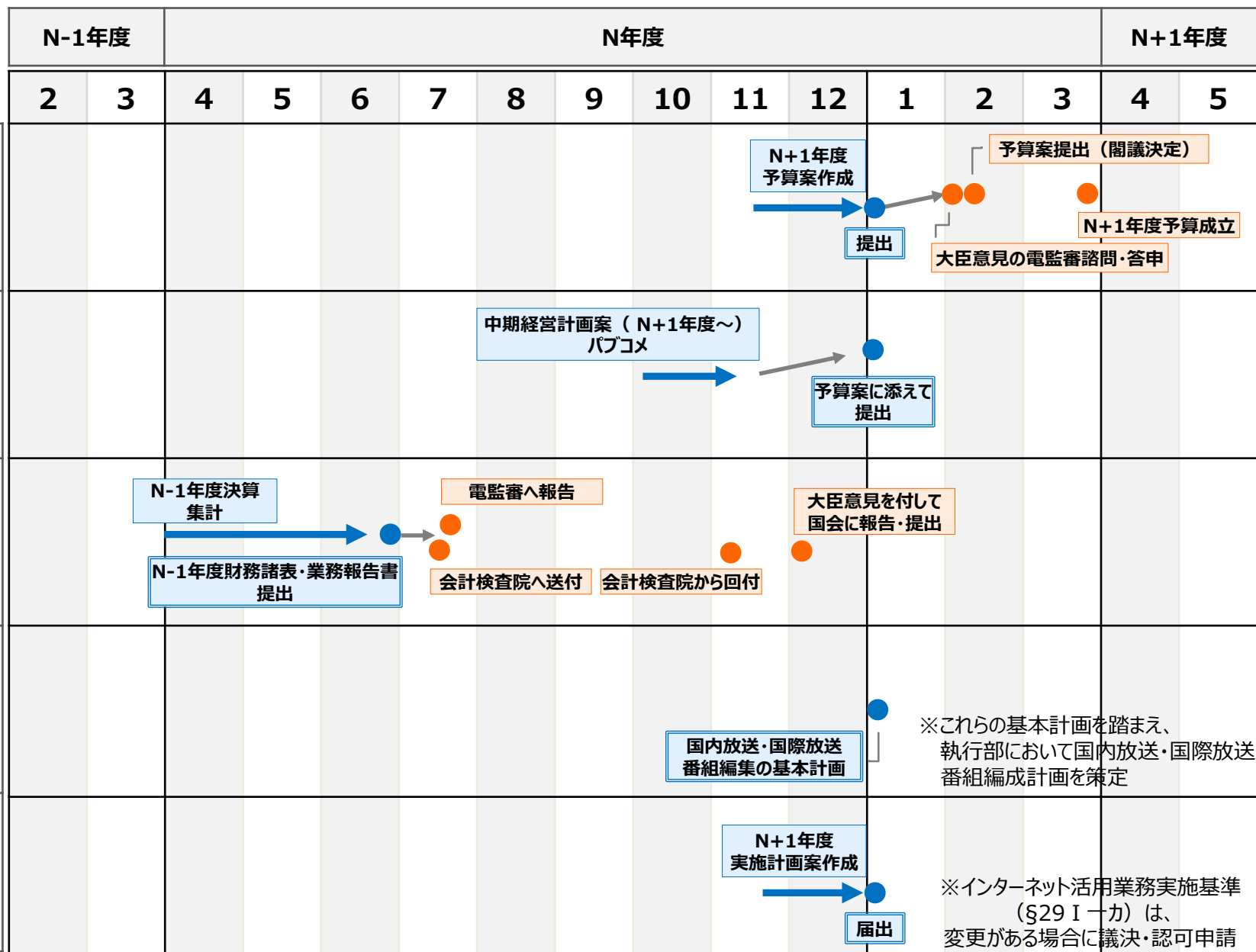


NHKの運営の仕組み



経営委員会における主な議決事項に係る年間スケジュール

[凡例] NHK 総務省



※括弧内は議決事項として定めている放送法の条文番号

(2) NHKガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改革

NHKガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改正（概要）

8

昭和34年3月 放送法の一部を改正する法律（昭和34年法律第30号）の公布

→ 経営委員会構成員から会長の除外、経営委員の増員（8人から12人）等の規定の整備

昭和57年6月 放送法の一部を改正する法律（昭和57年法律第60号）の公布

→ NHKの業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に対する出資を可能とする規定等の整備

昭和63年5月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（昭和63年法律第29号）の公布

→ NHKの理事・監事の任期を3年から2年への見直し、業務報告書・財務諸表への監事意見添付等の規定の整備

平成元年6月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第55号）の公布

→ NHKの業務の委託に関する規定や監事の子会社に対する営業の報告に係る調査権限の規定等の整備

平成18年6月 通信・放送の在り方に関する政府与党合意

→ NHKのガバナンス強化に向けた経営委員会の改革案の提示

平成19年12月 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の公布

→ NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置

平成28年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ

→ NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革の必要性について提言

平成30年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ

→ NHKのガバナンス改革として、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、適切な評価・レビュー等の確保を提言

令和元年6月 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の公布

→ NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備

令和元年9月 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の策定

→ NHK子会社等の事業運営の効率性・適正性・透明性確保のため、放送法関連規定の解釈等を提示

令和3年1月 「公共放送の在り方に関する検討分科会」とりまとめ

→ 中間持株会社制の導入等について提言

令和4年6月 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布

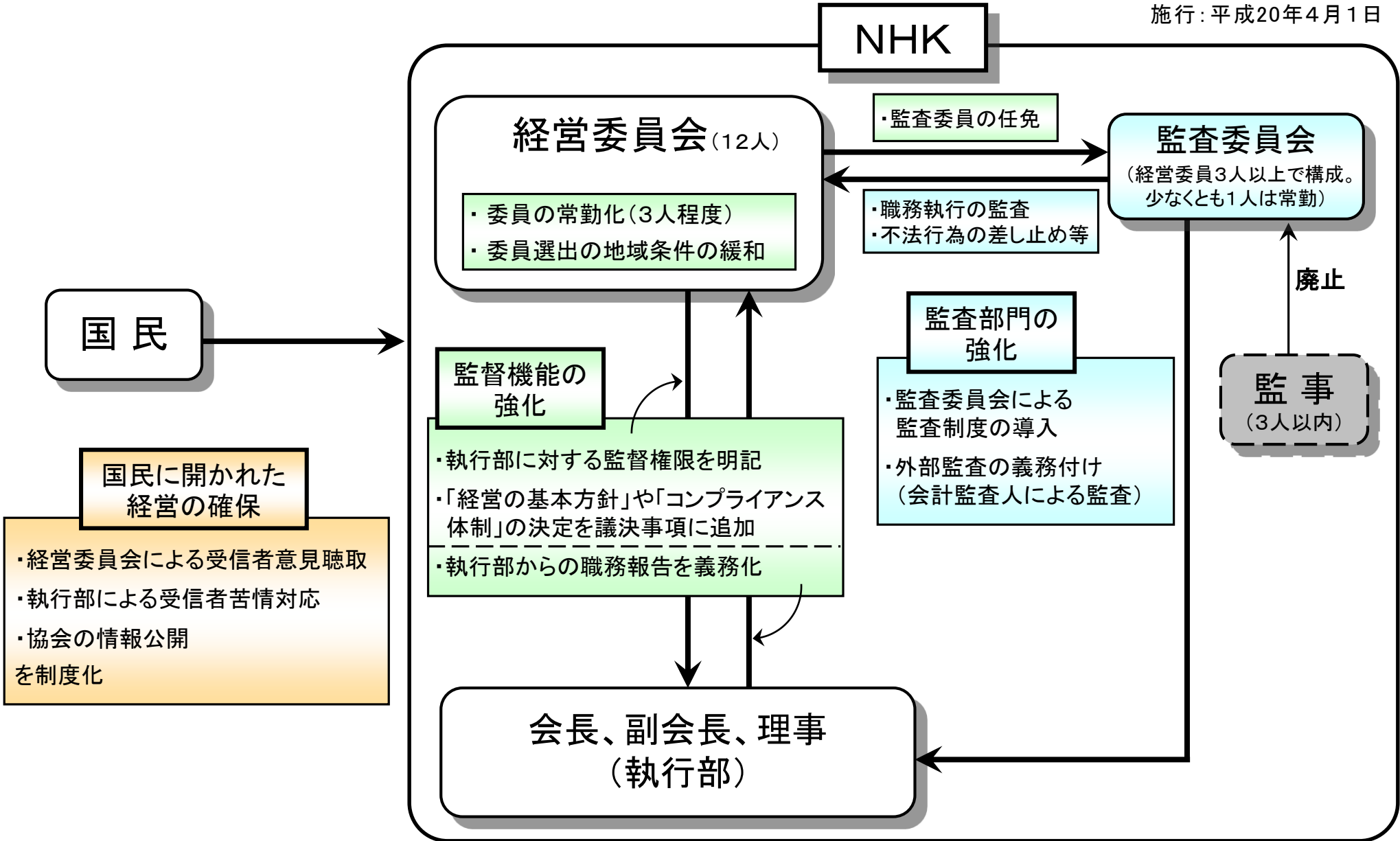
→ NHKの中間持株会社への出資に関する制度等の整備

NHK関連

- ・ NHKのガバナンス強化に向け、経営委員会の抜本的な改革を行うこととし、一部委員の常勤化、事務局の抜本的強化、コンプライアンス組織の設置、メンバー構成の再検討などを早急に行い、措置する。
- ・ 保有チャンネル(8波)の削減については、難視聴解消のためのチャンネル以外の衛星放送を対象に、削減後のチャンネルがこれまで以上に有効活用されるよう、十分詰めた検討を行う。
- ・ NHK本体について、子会社全体の整理・統合を図ることを前提として、
 - － 音楽・芸能・スポーツ等の制作部門の一部を本体から分離して、関連子会社と一体化した上で、新たな子会社とすることを検討する。
 - － 伝送部門において、会計の峻別等を行う。
 - － 番組アーカイブについて、ブロードバンドを通じて有料で公開することを可能とするため、必要な対応を行う。
- ・ 新たに外国人向けの映像による国際放送を早期に開始する。その際、新たに子会社を設立し、民間の出資等を積極的に受け入れるとともに、必要な国費を投入する。
- ・ NHK内部の改革を進めた上で、受信料引き下げのあり方、受信料支払いの義務及び外部情報の活用についての検討を早急に行い、必要な措置を取る。その後、更に必要があれば、罰則化も検討する。

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）における NHKガバナンス改革の主な措置内容

公布：平成19年12月28日
施行：平成20年4月1日



NHKガバナンス関連部分の概要

第2章 新たな時代の公共放送に向けた対応の方向性

＜国民・視聴者の信頼を確保するためのNHKのガバナンス改革＞

NHKに対する国民・視聴者の信頼を確保するため、以下のようなNHKのガバナンス改革を行うことが必要

① コンプライアンスの確保

- ・ NHKの役員のNHKに対する責任の明確化
- ・ 経営委員会の監督や監査委員・監査委員会の監査等による事後チェック等の充実等

② 情報公開による透明性の確保

- ・ NHKグループに関する基礎的な情報提供等のNHKの情報公開の根拠の明確化、連結決算の公開の制度化等
- ・ NHKの意思決定プロセスの透明性の確保の在り方（理事会の議事録の内容の充実等）

③ NHKの業務・受信料・NHKグループのガバナンス等についての適切な評価・レビュー等の確保

- ・ NHKの業務、受信料水準・体系やNHKグループのガバナンス等の在り方等について、継続的に見直しが必要
- ・ 中期経営計画の策定プロセスの透明性を確保するための制度的な仕組みの構築
- ・ 計画の策定・見直し、評価・レビューの主体となるべき経営委員会をサポートする体制の充実

公布: 令和元年6月5日

施行: 令和2年3月31日

趣旨

近年における放送をめぐる視聴環境の変化及びNHKに対する信頼確保の必要性に鑑み、NHKについてインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、NHKグループの適正な経営を確保するための制度を充実するほか、衛星基幹放送の業務の認定要件の追加を行う。

背景

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ（平成30年9月28日公表）等を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の対象を拡大するほか、NHKに対する国民・視聴者の信頼確保を図るとともに、衛星基幹放送について市場の活性化や競争力を強化するため、所要の制度整備を行うもの。

改正の概要

1. NHK関係

(1) インターネット活用業務の対象の拡大

NHKが国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とし、併せてNHKの目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に業務が実施されることを確保するため必要な措置を講ずる。

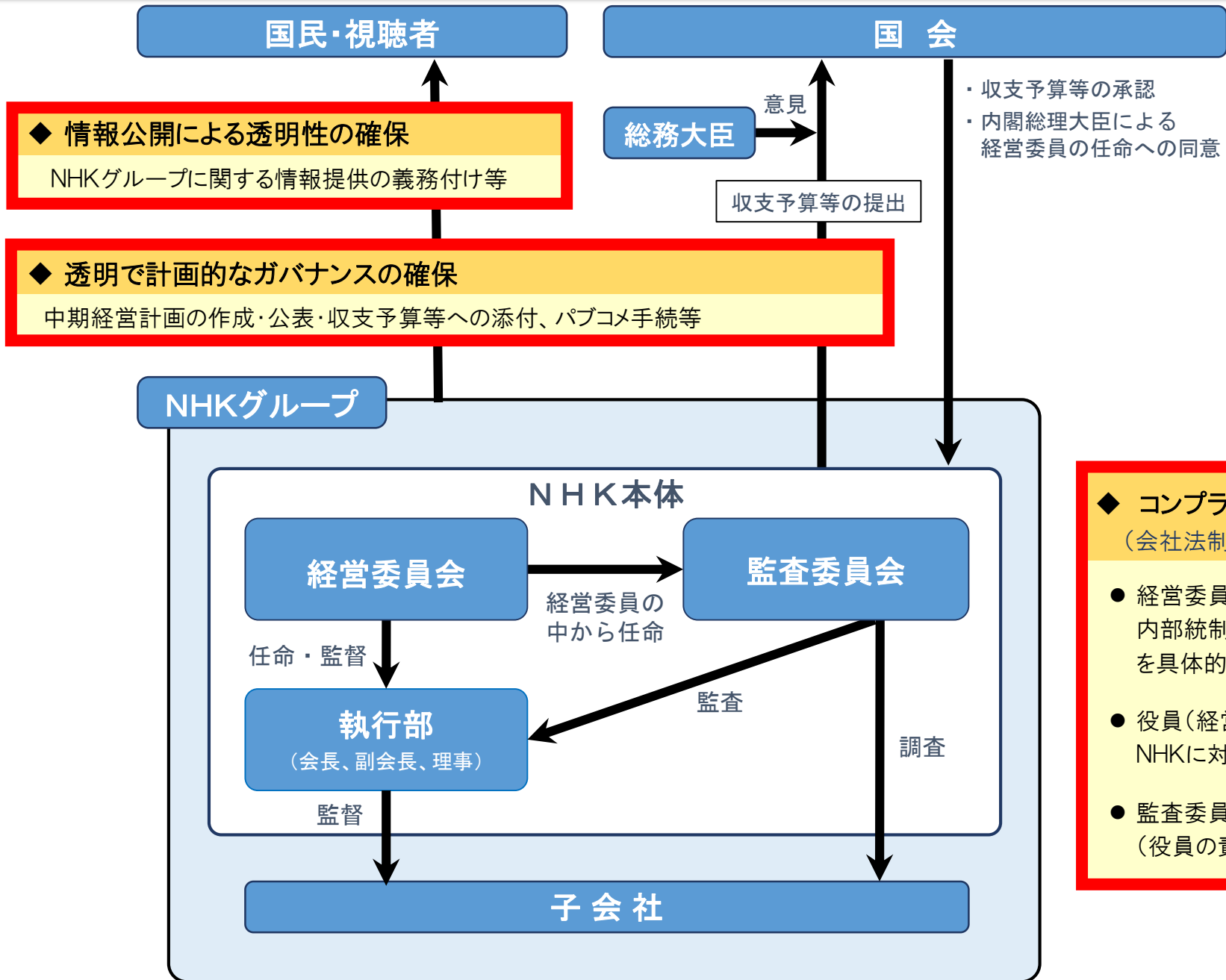
(2) NHKグループの適正な経営を確保するための制度の充実

NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備を行う。

2. 衛星基幹放送関係

(→次ページ参照)

衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定（認定の更新を含む。）要件に、総務大臣が定める周波数の使用に関する基準に適合することを追加する。



◆ 情報公開による透明性の確保
NHKグループに関する情報提供の義務付け等

◆ 透明で計画的なガバナンスの確保
中期経営計画の作成・公表・収支予算等への添付、パブコメ手続等

◆ コンプライアンス確保
(会社法制に倣った規定の整備)

- 経営委員会がNHKグループの内部統制に関し議決すべき事項を具体的に規定
- 役員(経営委員・執行部)のNHKに対する忠実義務を規定
- 監査委員会のチェック機能強化(役員の実責任追及権の付与等)

- NHKの子会社等の事業運営について、放送法の関連規定の解釈等を示すことにより、その事業運営の効率性、適正性及び透明性を確保することを目的とする。

(1) NHK子会社等の事業運営における各機関の役割

- 経営委員会
NHKの最高意思決定機関として十分な指導力を発揮することや執行部に対する監督権限を適正に行使することが求められる。
- 監査委員会
執行部の職務執行の監査に際して、本ガイドラインを踏まえた執行が行われているかという観点を含め、適正に監査を実施することが求められる。
- 執行部
子会社等の事業運営の効率性、適正性及び透明性を確保しつつ適切な職務執行を行い、その執行状況を経営委員会に報告することが求められる。

(3) NHKの子会社等の事業運営に関する情報公開

- 子会社等の事業運営に関する基礎的な情報についても、広く一般に向けて情報提供することが求められる。
- 公開の対象となる情報
子会社等及び子会社等の事業運営に関する組織、業務、財務に関する基礎的な情報
- 情報公開の方法
事務所において一般の閲覧に供する方法、ウェブサイトへの掲載等の方法

(2) NHKグループの内部統制システム

- 内部統制システムの議決
内部統制システムの構築と運用について、経営委員会、監査委員会、執行部の役割を明確にすることが適当である。
- 内部統制システムの構築・運用
執行部を始めとする各機関が、それぞれの役割を果たすことが適当である。
- 内部統制システムの運用状況に関する監査
監査委員会は、執行部が内部統制議決に従って内部統制システムを構築し、運用しているか監査することが求められる。

(4) NHKの子会社等の事業運営に関する個別の規律等

- NHKの子会社等の業務範囲
経営委員会は、子会社等の業務範囲が適正な範囲に収まるよう必要な議決を行うことが適当である。
- 関連事業持株会社及びその子会社の業務範囲 (→次ページ参照)
関連事業持株会社は統一的な経営理念のもとに子会社の業務を管理し、傘下の子会社の直接部門の業務は引き続き子会社にて担われるべきである。
- NHKによる子会社等への業務委託
執行部は、子会社等への委託を含め、業務委託を実施する場合には、業務委託基準を遵守することが求められている。
- NHKの子会社の利益剰余金の適正な還元の在り方
子会社に蓄積された利益剰余金のNHK自身への還元の考え方を明らかにすることが適当である。

7 NHKの子会社等の事業運営に関する個別の規律等

(1)NHKの子会社等の業務範囲

NHKは、放送法第22条第4号の規定により、第20条第1項又は第2項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画の範囲内で、同号に掲げる事業を行う者(放送法施行令第2条で定める事業を行う者)に出資することができることとされている。

NHKによる直接又は間接の出資は、NHKの業務を遂行するために必要な範囲で行われる必要があるため、当該出資を受ける子会社等の業務範囲は、NHKの目的や業務に照らして検討されるべきものである。放送法第22条第4号の規定の趣旨に鑑み、NHKの子会社等の業務範囲については、次のとおりとする。ただし、NHKから第21条の規定による出資を受けた者及び第22条第1号から第3号まで又は第22条の2の規定により出資を受けた者に関しては、法令において業務範囲が規定されている等、第22条第4号に掲げる者とは位置付けが異なることから、次の①の業務範囲及び②の業務範囲に係る運用は適用しない。

① 子会社等の業務範囲

ア NHKの子会社及びNHK又はNHKの子会社の議決権保有割合が3分の1を超える関連会社の場合

放送法施行令第2条に定める範囲の事業を営むことを原則とする。

具体的には、放送法施行令第2条に定める事業に加え、放送法に基づきNHKが行うことのできる業務(放送を除く。)又はこれらを行うために保有する設備若しくは優れた技術を活用して行う事業であって特に社会的に意義のあるものとし、別紙に掲げる範囲の事業を営むものとする。

イ NHK又はNHKの子会社の議決権保有割合が3分の1以下ではあるが、NHKが人事、資金、技術、取引等を通じてその業務の方針に重要な影響を与えることができる場合

上記アに準じ、NHKの使命に照らして適正な範囲の事業を営むものとする。

② 子会社等の業務範囲に係る運用

上記①の業務範囲は、子会社等の事業運営を通じて遵守されることが必要である。このため、経営委員会は、例えば、放送法第29条第1項第1号ハの規定による内部統制議決の一部として定める子会社等事業運営基準において、子会社等の業務範囲について、上記①に掲げる範囲の事業を行うものとする旨を定めるなど、子会社等の業務範囲が適正な範囲に収まるよう必要な議決を行うことが適当である。

また、執行部は、子会社等に対する議決権を行使することにより、子会社等の定款において、その業務範囲を適確に定めることが適当である。

監査委員会は、4(2)①で述べたように、放送法第43条に規定する役員の職務執行の監査の一環として、執行部の職務執行が第60条の2に定める忠実義務を含む放送法などの関係法令の規定に沿って適正に行われているか、また、子会社の役職員の職務執行が定款等に沿って適正に行われているかを監査する役割を担っており、NHKの子会社等の業務範囲についても、第43条に規定する役員の職務執行の監査の一環として、執行部が内部統制議決に従って子会社等の業務範囲を定款に適確に定めているかどうかや、子会社等が定款に定められた業務の範囲内で事業運営を行っているかどうかを監査することが求められる。

このプロセスにおいて、監査委員会は、必要に応じ、役員に対する報告の徴求(放送法第44条第1項)や、子会社に対する報告の徴求(第2項)などの権利を行使することにより、監査の実効性を確保することが求められる。

なお、監査委員会の監査の実効性を確保するためには外部の専門家の知見を活用することも重要であり、放送法施行規則第17条第1号の「監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項」として、執行部による子会社等の業務範囲に係る運用状況について、放送法第60条の2の規定による忠実義務の適切な履行を確保する観点から調査やヒアリングを行い、監査委員会に助言その他の補助を行うことができるような体制を、外部の専門家をききつつ整備することが適当である。

この場合、例えば、外部有識者を招いてNHK内部に設置されている「関連団体事業活動審査委員会」が監査委員会に審査結果を直接報告することを可能とするなど、既存の機関を活用することが考えられる。

その場合、関連団体事業活動審査委員会においては、子会社等の業務範囲の適正性について定期的な調査を実施するとともに、子会社等の事業運営・事業活動の適正性のみならず、執行部による子会社等の管理・監督も含め、広く適正性を審査することが適当である。

また、執行部の職務執行が第60条の2に定める忠実義務を含む放送法などの関係法令の規定に沿って適正に行われているかについては、放送法第72条及び放送法施行規則第30条の規定により、内部統制システムの運用状況の一環として、業務報告書に記載され、経営委員会の議決を経て報告されるものであり、経営委員会は、必要に応じ、執行部から説明を聴取し、監査委員会の意見も踏まえた上で、これを議決することが適当である。

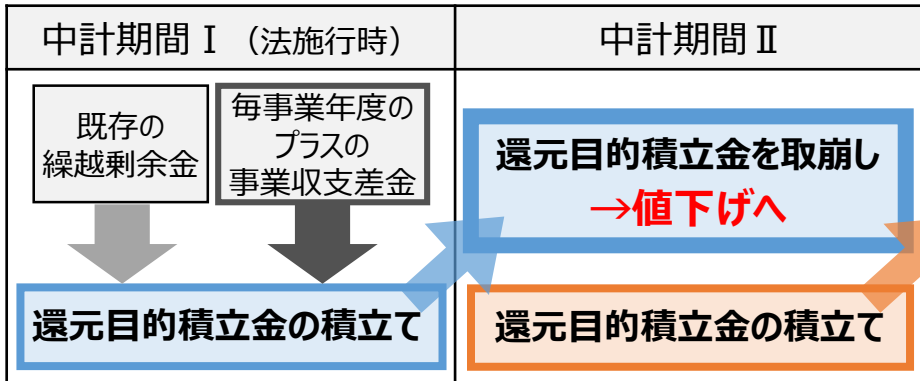
NHKの子会社等の業務範囲

- 一 委託により、放送番組等を制作し、その制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設若しくは設備を供給し、又は委託により放送設備等の設計その他の技術援助を行う事業
- 三 基幹放送局設備を認定基幹放送事業者の国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 委託により、又はNHKと共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業(受信障害調査及び受信障害改善対策に関する助言若しくは指導を行う事業、又は放送の受信に関し、公衆の相談に応ずる事業を含む。)
- 五 NHKの受信料の徴収に関する業務又はNHKの業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 NHKが放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営し、又はこのために保有する設備若しくは優れた技術を活用して、特に社会的に意義のある営利を目的としない公共的な催しを主催し、後援し、若しくは企画、運営する事業
- 七 放送の普及発達に必要な周知宣伝(NHKの放送番組の周知宣伝を含む。)又は出版を行う事業
- 八 NHKの委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれをNHK以外の者と交換する事業
- 九 NHKの放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者等の用に供し、若しくは外国放送事業者等に提供し、又はNHKの調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 NHKの放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、頒布し、若しくはこれを有線送信する事業
- 十一 NHKが放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他のNHKが放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業(放送に該当するものを除く。)
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 NHKの放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 放送法施行令第2条に定める事業及び放送法に基づきNHKが行うことのできる業務(放送をすることを除く。)のほか、これらを行うために保有する設備又は優れた技術を活用して行う上記各号に密接に関連する事業で、特に社会的に意義があり、かつNHKの目的に照らして適正な事業

1. NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度

① 受信料値下げのための還元目的積立金制度 (令和5年4月20日施行(公布後1年以内施行))

- NHKの決算において、**プラスの事業収支差金**（企業における利益に相当）が生じたときは、財政安定のために留保する一定額（総務省令で上限を規定）を除いて「**還元目的積立金**」として**積み立て**なければならないこととする。
- ある中期経営計画（中計）期間中に積み立てられた還元目的積立金は、原則として次の中計期間の収支予算で**受信料の値下げの原資**に充てなければならないこととする。

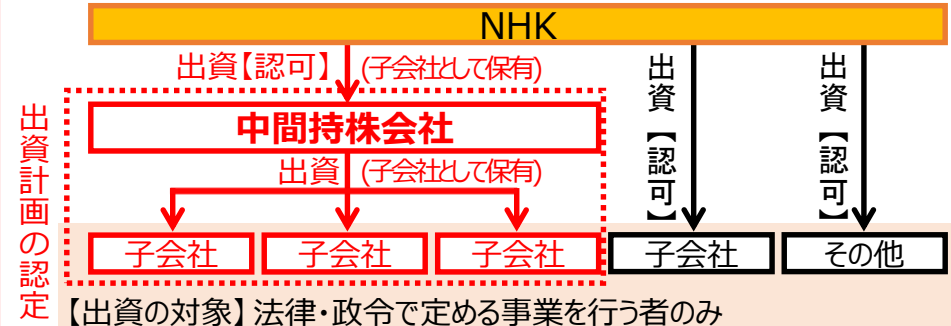


2. 民放の責務遂行に対するNHKの協力 (令和4年10月1日施行(公布後9月以内施行))

- 字幕放送・解説放送や難視聴解消に関し、NHKが民放に協力するよう努めることを規定。

② NHKの中間持株会社への出資に関する制度 (令和4年10月1日施行(公布後9月以内施行))

- NHKグループの業務の効率化（管理部門の業務の集約と役員数・従業員数の合理化、重複業務の排除）を図り、受信料を財源とする費用の**支出を抑制**するため、NHKの出資対象に中間持株会社を追加。



③ 受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度 (令和4年10月1日施行(公布後9月以内施行))

- 正当な理由なく期限までに受信契約の申込みを行わない受信設備設置者（未契約率18%）について、**締結者との不公平を是正**するため、割増金制度を導入。
- これにより、**受信料の支払率が向上**し、**受信料の値下げ**が可能となることが期待される。

3. 基幹放送の業務等の休廃止の事前の公表制度 (令和5年4月20日施行(公布後1年以内施行))

- 基幹放送事業者が基幹放送の業務等を休廃止する場合に、その旨をあらかじめ公表する制度を整備。

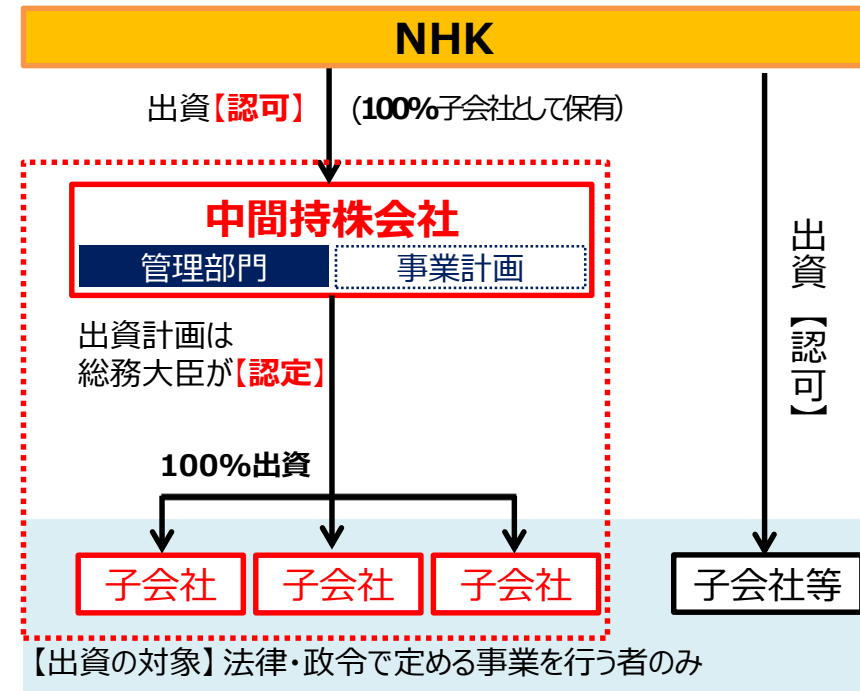
- (1)NHKは、令和4年10月25日付けで、中間持株会社への**出資の認可**及び中間持株会社の**出資計画の認定**の申請を行った。
 (改正放送法により、NHKが総務大臣認可を経て行う出資対象に、中間持株会社が追加。中間持株会社は、予め出資計画について総務大臣の認定を受けることとされている。)
- (2)**11月21日の電波監理審議会への諮問・答申**を経て、同日、認可・認定。**NHKは12月1日に中間持株会社を設立。**

【NHKの子会社11社】

分野	子会社名	事業例	R3年度末 NHK出資率(※1)	中間持株 出資計画
番組制作	NHKエンタープライズ	企画制作	82.7% (100%)	14億円 (100%)
	NHKエデュケーショナル	教育教養	67.0% (99.0%)	2億円 (100%)
	NHKグローバルメディアサービス	制作購入	73.7% (98.7%)	5億円 (100%)
	日本国際放送	国際放送	51.3% (64.1%)	—
美術技術	NHKアート	美術	66.1% (97.3%)	3億円 (100%)
	NHKテクノロジーズ	技術	70.9% (95.5%)	—
番組展開	NHKプロモーション	催物	60.6% (100%)	1億円 (100%)
	NHK出版	出版	67.3% (91.0%)	—
	NHK文化センター	講座	10.0% (88.5%)	—
	NHK営業サービス	受信料	85.1% (99.0%)	—
管理サービス	NHK営業サービス	受信料	85.1% (99.0%)	—
	NHKビジネスクリエイト	ビル管理	14.3% (75.9%)	—

※1 括弧内はNHKの子会社の保有分を合算した出資比率。
 ※2 黄色は、NHKの認可・認定申請において、中間持株会社の傘下とする計画の子会社

【出資スキーム】



- NHKは、中間持株会社に27億円（現金出資10億円、現物出資17億円）を出資。
- 中間持株会社は、傘下5社に合計25億円を出資。

日本放送協会

(令和5年12月19日現在)

子会社(12社)

<関連事業持株会社>

NHKメディアホールディングス ※1

(株)NHKエンタープライズ

(株)NHKエデュケーショナル

(株)NHKグローバルメディアサービス

(株)NHKプロモーション

(株)NHKアート

(株)日本国際放送

(株)NHKテクノロジーズ

(株)NHK出版

(株)NHKビジネスクリエイト

(株)NHK文化センター

NHK営業サービス(株)

関連公益法人等(6団体)

(一財)NHK財団 ※2

(公財)NHK交響楽団 ※3

(学)NHK学園

(福)NHK厚生文化事業団

<福利厚生団体>

日本放送協会健康保険組合

(一財)日本放送協会共済会

関連会社(4社)

(株)放送衛星システム

NHK Cosmomedia America Inc.

NHK Cosmomedia (Europe)Ltd

(株)ビーエス・コンテ・ィショナルアクセスシステムズ

※1 令和4年12月1日付で設立。

※2 令和5年4月1日付、(一財)NHKサービスセンター、(一財)NHKインターナショナル、(一財)NHKエンジニアリングシステム、(一財)NHK放送研修センターが合併

※3 令和5年4月1日付、(一財)NHK財団の子法人に移行

(注) (株)は株式会社、(一財)は一般財団法人、(公財)は公益財団法人、(学)は学校法人、(福)は社会福祉法人

2. 公共放送ワーキンググループにおける これまでの主な議論

【公共放送ワーキンググループ 構成員等の主な意見】

- ・ NHKからの責任ある説明や、その前提となるNHK内部での議論を進めてもらうため、**明確に独立の論点としてNHKのガバナンス問題を位置づけるべき。**(第14回・宍戸構成員)
- ・ 受信料に支えられている事業体として、**NHKの業務と受信料の収入の扱い、そしてそのガバナンスというのはやはり一体のものであって、不断の取組を進めることが重要だ**ということは、これまで終始一貫してきたもの。ワーキンググループの中でこの姿勢を明確にし、NHKからの説明を聞きながら議論する場を明確につくっていくということは、意義がある。(第14回・大谷構成員)
- ・ 実際にNHKの中でガバナンスにどう取り組まれているか、それをどう改善していくのかは、最終的に必須業務化の在り方の中で、どういう形で規律を考えていくかに当たり、重要な内容になってくる。論点としてしっかり捉えて議論していくことが重要であり、**ガバナンスの問題について、先送りをしながらNHKの業務だけを進めると、理解を得られないこともある。**(第14回・落合構成員)
- ・ 宍戸構成員の提案は、BSの設備調達稟議事案だけではなく、全体的なNHKのガバナンスのことについて、きちんとNHKからも説明していただき、こちらでも議論するという提案と理解した。賛成する。(第14回・長田構成員)
- ・ BSの設備調達稟議という一つの事案に即するガバナンスの話もあれば、より大きなガバナンスの話もあり、どこまで扱うかは考えるべき。大きい項目としてガバナンスという話を入れることには賛成。(第14回・瀧構成員)
- ・ NHKのガバナンス問題についてピックアップし過ぎという印象が正直あり、先般の設備調達稟議事案のことを指して考えているとすれば、そこまで大仰に取り上げる問題かと感じる。(第14回・内山構成員)
- ・ 昨今いろいろガバナンスに関して不安を感じさせるような案件も起きている中で、独立の問題として取り上げるということはもっともだが、スケジュールとの関係を考え、どのような形で取り扱っていくのかということについてはもう少し検討する必要がある。(第14回・曾我部構成員)
- ・ **NHK子会社の事業活動の在り方については、公共放送ワーキングの取りまとめにおいて、エビデンスベースで不断に検証していくことが求められるとされており、まずは実態把握から始めるべき。**(第14回・山本主査代理)

(宍戸構成員)

問1 経営委員会は受動的な印象を受けるが、新しいNHKの業務においてNHKがしっかり自主的に競争評価なども行って、それについて判断するという議決機関としての経営委員会の役割について、これまでどういう議論があったのか、支障のない範囲で教えていただきたい。

■日本放送協会回答（経営委員会）

○ 必ずしも受動的なものばかりではなく、経営委員の課題意識に基づく内容の議論など、むしろ能動的な行為を前提としており、双方向の議論、建設的な議論をこの定期的な会議体で進めていきたいと考えている。

(宍戸構成員)

問2 中期経営計画案に示されている「定期的な会議体」とは、具体的に何を行う目的で設置するのか。まだ具体的に示されていない状況だが、年内に本ワーキンググループの場で示していただけるのか。

■日本放送協会回答（経営委員会）

○ 定期的な会議体のイメージについて、1つは執行部からの情報提供の質と量の一層の改善というのを掲げているので、その状況を確認する会議体ということ。具体的な内容については、これから検討することになるが、一例を挙げると、内部統制の運用状況の確認、経営委員の課題意識に基づく内容の議論、情報提供の状況の確認等が、候補になるのではないかと考えている。

(長田構成員)

問3 資料12ページの稟議事案に関する再発防止策について実施されて間もないかと思うが、講義や研修、役員と職員との対話などを行えばそれでOKでは全くなく、再発防止策の実施について丁寧に行われていたのかを教えてください。

■日本放送協会回答(執行部)

- 再発防止についてはご指摘のとおりで、何かを1回やれば良いというふうには全く考えていない。意思決定の仕組みから、教育、組織風土といった多面的な観点からしっかり検討して、研修だけにとどまらず、人事評価や人材要件定義などにも反映させ、職員や組織全体の行動変容につながるように、息長くしっかり取り組んで根付いていくように考えて対応していく。

(瀧構成員)

問4 全ての稟議をチェックすると言っても、必ずリスクの軽重を判断する場面が出てくると思う。いきなり件数を出すのは難しいので、今後で結構だが、実際にそれが業務負荷として、例えば会長レベル、経営委員会でどの程度の件数が実際に審議の対象になるのか。また、事前と事後でプラクティスがどう変わるか、今後の機会に教えてください。

■日本放送協会回答(経営委員会・監査委員会)

- 稟議チェックの軽重に関して意見を申し上げますと、今回の稟議については全件を見る形になっているが、監査委員としてのチェックの仕方というのは、稟議だけではなく、適宜役職員からの職務の執行に関する報告を求めることや、理事会・役員会に出席してその時の議論を聞くことなど、他にもいろいろ手段がある。その中で、事案の重要性を判断して、深掘りするののかそまでの必要がないのかについて、経営資源を有効に使っていこうと思っている。

■日本放送協会回答(執行部からの補足)

- NHKにおける「稟議」とは、決裁一般を指すのではなく、経営委員会の議決や理事会の審議に即してNHKの各部局が業務を遂行するにあたり、規程に基づき、業務執行上、特に重要と考えられる契約や調達案件について、関係役員等の審査を経て、会長(要件により役員)がその実施の可否を審査・決定する一連の手続きをいう。

NHKで稟議を経て監査委員のチェックが入る本数は、年間約30本程度と想定している。

(落合構成員)

問5 監査委員の視点から、本日のWGに提出された資料の取りまとめに当たって、どういう点を考慮されたか、どういう形で先ほど執行部から代読いただいた結論になったのか、広い意味で経営人として関わっている立場から、可能な範囲でどういう意見を持っているか伺いたい。

■日本放送協会回答（監査委員会）

○ 衛星放送番組のインターネット配信設備調達稟議事案の再発防止策が執行部の方から代読されたが、どういう議論の末、こういうふうにとまとまっていたのかと理解したので、この点について説明する。この話が初めて経営委員会で議論されたとき、監査委員会での議論を踏まえ、「原因の根本は、職務権限が曖昧で、明確化されていなかったこと、手続きの各段階で責任を持ってチェックができていなかったこと、何よりも役員間のオープンな議論がなく、重大な意思決定が不透明な形でされているというガバナンスあるいは組織風土の問題が、全ての根底にあるのではないか」という指摘をした。これを受けて、経営委員会の中でも話をし、そういった考え方に沿って、執行部の方で先ほど説明があったような再発防止策ができたと思っている。

(落合構成員)

問6 問5の質問に関して、監査委員としての考え方があれば、補足いただきたい。

■日本放送協会回答（監査委員会）

○ 今回の再発防止策は、執行部が一方的に作ったわけではなくて、執行部と経営委員会・監査委員会との十分な議論の中で絞り込まれ、練られてきたものである。その中で最後の項目に、特に経営委員会・監査委員会に関する記述もあるので、監査委員会として申し上げたことがしっかり取り込まれていると感じている。あとはこれをしっかり実行していくことに尽きると考えている。

1. ラジオ放送について②

- ラジオ放送のネット配信必須業務化の検討においても、民間企業との公正競争の観点が必要です。▽放送と同じもの(同時・聴き逃し配信)をネットに出すことが原則であり、▽同時、聴き逃し配信以外は、個々の内容や実施費用も踏まえて地上テレビ放送と同様に、競争評価のプロセスを経て、配信の可否を判断することが必要です。
- NHKの子会社が、テレビ番組の音声部分をPodcast事業者に配信する事例があります。NHKの子会社や関連会社におけるネット配信についても、NHK本体と同様に、民放ラジオを含めた公正競争への影響を慎重に見極める必要があります。

4. NHK子会社等の事業について

- 放送関連ビジネスは、地域におけるイベント、映像・音声コンテンツの配信、OTT事業者への販売、キャラクタービジネスの展開等、広がり続けており、これら競争領域におけるNHK子会社等の事業の妥当性について、民放各社からの厳しい視線を意識していただきたいと考えます。
- コロナ禍の影響で地域におけるイベントの開催自体が減少したこともあり、近年はNHK子会社との競合について、民放各社から具体的な声は寄せられていません。ただし、コロナ禍が明け、徐々に各地のイベント等が平常に戻ってきていることから、引き続き、今後の動向に注視したいと思えます。
- NHK経営委員会の指導のもと、NHK本体と子会社との取引について、一層の透明性確保と情報開示が行われ、事業運営の適正性が確保されることを期待します。

(3) その他

②NHKのガバナンスの在り方

WGで構成員から繰り返し指摘があったように、NHKのガバナンス確保は極めて重要な課題だ。取りまとめには「NHKのインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社を含むNHKのガバナンスについて見直すべきとの指摘もあり」との記載もある。地方メディアをはじめ、言論の多様性を維持するための担保措置として経営委員会を含めどのようにNHK全体でガバナンスを確保していくかは、三位一体改革の上でも重要な論点だ。今後のNHKのガバナンスにおいて、経営委員会がどのように積極的に関わっていくのか、考え方を説明してほしい。

子会社を通じた業務展開については、デジタルサイネージ(電子広告)への記事配信において、価格設定などの面で市場に悪影響が生じたとの指摘がある。受信料を元に作成したコンテンツを活用して事業を展開している以上、NHK本体と同様、公正な競争に配慮した事業展開が必要だ。

子会社が展開するウェブサイトで広告を掲載したり、番組に関連するとして商品を販売したりする事例もあるが、公共放送NHKの関連団体としてふさわしい業務を節度をもって行う必要があり、子会社を活用したネット業務が、NHK本体のネット業務の抜け道となってはならない。各地のイベント事業で、子会社が地元民間企業と競合することもある。検討項目には「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証」とあるが、NHK自らが子会社の事業展開の実態やその理由について、ていねいに説明していくことがガバナンスを高めていくことにつながる。

3. NHKのガバナンスに関する論点

(1) 経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化

- 各委員の責任と権限の明確化
- 執行部における業務フローと有機的に連携した監督・監査
- 執行部との適時かつ十分な情報共有の促進
- 事案発生時における迅速な原因究明と再発防止策を講じていくための能動的な建議・調査の実施
- NHK経営計画2024-2026年度（案）に示された「経営委員会・監査委員会によるガバナンス」の具体化
- 事務局機能の強化
- アカウントビリティ向上のための経営委員会議事録の充実化

(2) インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方

- NHK原案の策定プロセスにおける内容の精査、組織としての意思決定
- インターネット活用業務の実施状況に関する監督

(3) 子会社等に対するガバナンス

- 公共放送の子会社等であることを踏まえた適正な事業活動の在り方

(4) その他

- 上記（1）～（3）を踏まえたガバナンスの実効性確保のための実施方針（スケジュールを含む。）の見直し・公表
- ガバナンスに関する取組状況の公表

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ



○「信頼」をつくり出す現場マネジメント

◇高い専門性に基づく現場力の強化

- ・一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、専門性を伸長する人事ポリシーの徹底
（「人事制度改革」の「検証と発展」）
- ・ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する
- ・専門性を発揮できる“内制力”を保持し、情報空間全体に「信頼」できる情報を提供することを支える
 - ・今日的な観点から基本に立ち戻った育成等の徹底
 - ・高い水準の専門性を維持・強化できる仕組みの構築 等

○ 経営マネジメント

～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

◇全体方針 ～グループ全体を通じて～

- ・経営の意思決定プロセスを明確化し、透明性向上を図る
- ・ルール順守を徹底する組織風土の定着
- ・多様な理念、目標を多面的に提示し、PDCAを回していく

◇ 経営委員会・監査委員会によるガバナンス

- ・内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- ・協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置

【参考】参照条文

○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)

(目的)

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～四 (略)

五 「国際放送」とは、外国において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際衛星放送以外のものをいう。

六 「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

七 「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

八 (略)

九 「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)により外国において受信されることを目的として基幹放送局(基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。)又は外国の放送局を用いて行われる放送(人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。)をいう。

十 「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十一 「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

十二～三十二 (略)

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。)を行うこと。

イ 中波放送

ロ 超短波放送

ハ テレビジョン放送

二 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)を行うこと。

三 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

四 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。

五 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこと。

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 (略)

二 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報(これらを編集したものを含む。次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること(放送に該当するものを除く。)

三 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者(放送事業者及び外国放送事業者を除く。)に提供すること(協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。)

四～九 (略)

3～20 (略)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

第二十二条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するために必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる者に出資することができる。

一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

二 国立研究開発法人情報通信研究機構

三 第四百十条第二項に規定する指定再放送事業者

四 前三号に掲げる者のほか、第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者

第三節 経営委員会

(経営委員会の設置)

第二十八条 協会に経営委員会を置く。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ 協会の経営に関する基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして総務省令で定める事項

ハ 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備

(1) 会長、副会長及び理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(2) 会長、副会長及び理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(3) 協会の損失の危険の管理に関する体制

(4) 会長、副会長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(5) 協会の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(6) 次に掲げる体制その他の協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制

(i) 当該子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)又はこれらに準ずる者
(ii) 及び(iv)において「取締役等」という。)及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ii) 当該子会社の取締役等の職務の執行に関する事項の協会への報告に関する体制

(iii) 当該子会社の損失の危険の管理に関する体制

(iv) 当該子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(7) 経営委員会の事務局に関する体制

ニ 収支予算、事業計画及び資金計画

ホ 第七十一条の二第一項に規定する中期経営計画(第七十条第一項及び第二項において単に「中期経営計画」という。)

ヘ 第七十二条第一項に規定する業務報告書及び第七十四条第一項に規定する財務諸表

ト 放送局の設置計画並びに放送局の開設、休止及び廃止(放送局の開設、休止及び廃止にあっては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

チ テレVISION放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。)並びに国際放送(外国の放送局を用いて行われるものに限る。以下このチにおいて同じ。)及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止(国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあっては、経営委員会が軽微と認めたものを除く。)

リ 番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画

ヌ 定款の変更

ル 第六十四条第一項に規定する受信契約の条項及び受信料の免除の基準

ヲ 放送債券の発行及び借入金の借入れ

ワ 土地の信託

カ 第二十条第十項に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する実施計画

ヨ 第二十一条第二項及び第二十三条第一項に規定する基準

タ 第二十六条第一項に規定する基準及び方法

レ 第六十一条に規定する給与等の支給の基準及び第六十二条に規定する服務に関する準則

ソ 役員報酬、退職金及び交際費(いかなる名目によるかを問わずこれに類するものを含む。)

ツ 収支予算に基づき議決を必要とする事項

ネ 重要な不動産の取得及び処分に関する基本事項

ナ 外国放送事業者及びその団体との協力に関する基本事項

ラ 第二十条第九項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変更

ム 第二十条第十九項の総務大臣の認可を受けて行う業務

ウ 第二十二条又は第二十三条の二の総務大臣の認可を受けて行う出資

中 関連事業出資計画

- ノ 第八十五条第一項の総務大臣の認可を受けて行う放送設備の譲渡等
- オ 情報公開及び個人情報保護に係る審議を行うため協会が設置する組織の委員の委嘱
- ク イからオまでに掲げるもののほか、これらに類するものとして経営委員会が認めた事項

二 役員職務の執行の監督

- 2 経営委員会は、その職務の執行を委員に委任することができない。
- 3 経営委員会は、第一項に規定する権限の適正な行使に資するため、総務省令で定めるところにより、広く一般の意見を求めるものとする。

(経営委員会の組織)

- 第三十条 経営委員会は、委員十二人をもつて組織する。
- 2 経営委員会に委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

(委員の任命)

- 第三十一条 委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、広い経験と知識を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。この場合において、その選任については、教育、文化、科学、産業その他の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮しなければならない。
- 2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、両議院の同意を得ないで委員を任命することができる。この場合においては、任命後最初の国会において、両議院の同意を得なければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
 - 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - 三 国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて非常勤のものを除く。)
 - 四 政党の役員(任命の日以前一年間においてこれに該当した者を含む。)
 - 五 放送用の送信機若しくは放送受信用の受信機の製造業者若しくは販売業者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わずこれと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この条において同じ。)若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)
 - 六 放送事業者、認定放送持株会社、第一百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社、通信社その他ニュース若しくは情報の頒布を業とする事業者又はこれらの事業者が法人であるときはその役員若しくは職員若しくはその法人の議決権の十分の一以上を有する者
 - 七 前二号に掲げる事業者の団体の役員
- 4 委員の任命については、五人以上が同一の政党に属する者となることとなつてはならない。

(委員の権限等)

- 第三十二条 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。
- 2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

(任期)

- 第三十三条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員は、任期が満了した場合においても、新たに委員が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

(退職)

第三十四条 委員は、第三十一条第二項後段の規定による両議院の同意が得られなかつたときは、当然退職するものとする。

(罷免)

第三十五条 内閣総理大臣は、委員が第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第三十六条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。この場合において、各議院は、その院の定めるところにより、当該委員に弁明の機会を与えなければならない。

2 内閣総理大臣は、委員のうち五人以上が同一の政党に属することとなつたときは、同一の政党に属する者が四人になるように、両議院の同意を得て、委員を罷免するものとする。

第三十七条 委員は、前二条の場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。

(委員の兼職禁止)

第三十八条 常勤の委員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(経営委員会の運営)

第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。

3 監査委員は、第四十五条の規定により経営委員会に報告しなければならないと認めるときは、経営委員会を招集することができる。

4 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。

5 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

6 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。

(議決の方法等)

第四十条 経営委員会は、委員長又は第三十条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。

第四節 監査委員会

(監査委員会の設置等)

第四十二条 協会に監査委員会を置く。

2 監査委員会は、監査委員三人以上をもって組織する。

3 監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

(監査委員会の権限等)

第四十三条 監査委員会は、役員職務の執行を監査する。

2 監査委員がその職務の執行について協会に対して次に掲げる請求をしたときは、協会は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求

(監査委員会による調査)

第四十四条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(経営委員会への報告義務)

第四十五条 監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

(監査委員による役員行為の差止め)

第四十六条 監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(協会と役員との間の訴えにおける協会の代表等)

第四十六条の二 第五十一条第一項から第三項まで及び第五十八条の規定にかかわらず、協会が役員(役員であつた者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は役員が協会に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が協会を代表する。

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 経営委員会が定める者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員

2 前項の規定にかかわらず、役員が協会に対して訴えを提起する場合には、監査委員(当該訴えを提起する者であるものを除く。)に対してされた訴状の送達は、協会に対して効力を有する。

(監査委員会の招集)

第四十七条 監査委員会は、各監査委員が招集する。

(監査委員会の議決の方法等)

第四十八条 監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

3 役員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

4 この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第五節 役員及び職員

(役員)

第四十九条 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。

(理事会)

第五十条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。

2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要業務の執行について審議する。

(会長等)

第五十一条 会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。

2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代行し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

第五十二条 会長は、経営委員会が任命する。

2 前項の任命に当たっては、経営委員会は、委員九人以上の多数による議決によらなければならない。

3 副会長及び理事は、経営委員会の同意を得て、会長が任命する。

4 会長、副会長及び理事の任命については、第三十一条第三項の規定を準用する。この場合において、同項第六号中「放送事業者、認定放送持株会社、第五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者若しくは新聞社」とあるのは「新聞社」と、「十分の一以上を有する者」とあるのは「十分の一以上を有する者(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と、同項第七号中「役員」とあるのは「役員(任命の日以前一年間においてこれらに該当した者を含む。)」と読み替えるものとする。

第五十三条 会長及び副会長の任期は三年、理事の任期は二年とする。

2 会長、副会長及び理事は、再任されることができる。

3 会長は、任期が満了した場合においても、新たに会長が任命されるまでは、第一項の規定にかかわらず、引き続き在任する。

第五十四条 経営委員会又は会長は、それぞれ第五十二条第一項から第三項までの規定により任命した役員が同条第四項において準用する第三十一条第三項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該役員が同項第六号の事業者又はその団体のうち協会がその構成員であるものの役員となつたことにより同項第六号又は第七号に該当するに至つた場合を除くほか、これを罷免しなければならない。

第五十五条 経営委員会は、会長、監査委員若しくは会計監査人が職務の執行の任に堪えないと認めるとき、又は会長、監査委員若しくは会計監査人に職務上の義務違反その他会長、監査委員若しくは会計監査人たるに適しない非行があると認めるときは、これを罷免することができる。

2 会長は、副会長若しくは理事が職務執行の任にたえないと認めるとき、又は副会長若しくは理事に職務上の義務違反その他副会長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、経営委員会の同意を得て、これを罷免することができる。

(会長等の代表権の制限)

第五十六条 会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(仮理事)

第五十七条 会長、副会長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第五十八条 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄)

第五十九条 仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(会長等の兼職禁止)

第六十条 会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第一百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。

(忠実義務)

第六十条の二 役員は、法令及び定款並びに経営委員会の議決を遵守し、協会のため忠実にその職務を行わなければならない。

(給与等の支給の基準)

第六十一条 協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(服務に関する準則)

第六十二条 協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務その他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備(次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。)を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約(協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。)の条項(以下この項において「認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。)に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。)又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によるのでなければ、前項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。

3 協会は、受信契約の条項については、次に掲げる事項を定め、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 受信契約の単位に関する事項

二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置の日その他の当該申込みの際に協会に対し通知すべき事項を含む。)

三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項

四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合

ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合

五 その他総務省令で定める事項

4～5 (略)

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

2 総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。

3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるよう努めるものとする。

4 協会は、第一項の国際放送を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合において、必要と認めるときは、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供することができる。

5 第二十条第九項の規定は、前項の協定について準用する。この場合において、同条第九項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止し」と読み替えるものとする。

第七節 財務及び会計

(事業年度)

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(収支予算、事業計画及び資金計画)

第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣が前項の収支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付すとともに同項の中期経営計画を添え、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の収支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴するものとする。

4 第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによつて、定める。

第七十一条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合においては、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事(国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれらの工事の継続に係るものに限る。)に必要な範囲の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の額は、同項の規定にかかわらず、前事業年度終了の日における受信料の額とする。

2 前項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画の国会による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたもののみなす。

3 総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

(中期経営計画)

第七十一条の二 協会は、三年以上五年以下の期間ごとに、協会の経営に関する計画(次項において「中期経営計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 中期経営計画の期間(前項の期間の範囲内で経営委員会が定める期間をいう。第七十三条の二第三項及び第五項第二号において同じ。)

二 協会の経営に関する基本的な方向

三 協会が行う業務の種類及び内容

四 協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するための体制に関する事項

五 受信料の体系及び水準に関する事項その他受信料に関する事項

六 収支の見通し

七 その他協会の経営に関する重要事項

(業務報告書の提出等)

第七十二条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

3 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(支出の制限等)

第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。

- 2 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。
 - 一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務(専ら受信料を財源とするものを除く。)
 - 二 第二十条第三項の業務

(還元目的積立金)

第七十三条の二 協会は、毎事業年度の損益計算において第二十条第一項及び第二項の業務(前条第二項第一号に掲げる業務を除く。)から生じた収支差額が零を上回るときは、当該上回る額のうち総務省令で定めるところにより計算した額を還元目的積立金として積み立てなければならない。

- 2 還元目的積立金は、協会が次項の規定により収支予算を作成し国会の承認を受けた場合において当該収支予算に係る事業年度の損益計算において前項に規定する収支差額が零を下回るときに、当該下回る額を当該事業年度の予想収支差額(当該収支予算で定める当該収支差額が零を下回る場合における当該下回る額をいう。次項において同じ。)を限度として補う場合を除き、取り崩してはならない。ただし、総務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。
- 3 協会は、中期経営計画の期間の最後の事業年度の前事業年度に係る収支差額の処理を行った後、還元目的積立金の額から当該最後の事業年度の予想収支差額を減じた額(第五項第二号において「予想積立額」という。)が零を上回るときは、当該中期経営計画の期間の次の中期経営計画の期間(同項において「還元実施期間」という。)の事業年度については、還元受信料額により受信料収入(協会の受信料による収入をいう。同項において同じ。)の予想額を計算した収支予算を作成しなければならない。ただし、当該収支予算を作成しないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書に規定する場合において、同項に規定する収支予算を作成しないときにおける第七十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「中期経営計画」とあるのは、「中期経営計画及び第七十三条の二第三項ただし書に規定する理由を記載した書類」とする。
- 5 第三項に規定する「還元受信料額」とは、還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額が第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額を超えない額となるように計算した受信料の額をいう。
 - 一 基準受信料額(還元実施期間において第一項に規定する業務に係る収入の予想額の合計額と当該業務に係る支出の予想額の合計額が同額となるように計算した受信料の額をいう。)により計算した当該還元実施期間の受信料収入の予想額の合計額
 - 二 当該還元実施期間の直前の中期経営計画の期間に計算した予想積立額

(財務諸表の提出等)

第七十四条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらに関する説明書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の書類を受領したときは、これを内閣に提出しなければならない。
- 3 内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
- 4 協会は、第一項の規定による提出を行ったときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の任命)

第七十六条 会計監査人は、経営委員会が任命する。

- 2 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。
- 3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
 - 一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
 - 二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
 - 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の権限等)

- 第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
- 2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 4 会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。
- 5 監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人の任期)

第七十八条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての第七十四条第一項の規定による総務大臣への提出の時までとする。

(会計検査院の検査)

第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

(放送債券)

- 第八十条 協会は、放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、放送債券を発行することができる。
- 2 前項の放送債券の発行額は、会計検査院の検査を経た最近の事業年度の貸借対照表による協会の純財産額の三倍を超えることができない。
- 3 協会は、発行済みの放送債券の借換えのため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払込みをさせるときは、第一回の払込みの期日)から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。
- 4 協会は、第一項の規定により放送債券を発行したときは、毎事業年度末現在の発行債券未償却額の十分の一に相当する額を償却積立金として積み立てなければならない。
- 5 協会は、放送債券を償却する場合に限り、前項に規定する積立金を充当することができる。
- 6 協会の放送債券の債権者は、協会の財産について他の債権者に先立ち自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 7 前項の先取特権の順位は、民法の一般の先取特権に次ぐものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、放送債券に関し必要な事項については、政令の定めるところにより、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の社債に関する規定を準用する。

○放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)

(出資の対象)

第二条 法第二十二条第四号に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 法第二条第二十四号に規定する基幹放送局設備を協会の法第十五条に規定する国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者(協会及び学園を除く。)又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業(次号及び第十二号に掲げるものを除く。)
- 十一 法第二十条第二項第二号に規定する放送番組等(次号において「放送番組等」という。)を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業(放送に該当するものを除く。)
- 十二 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業
- 十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業
- 十四 次のいずれかに該当する業務に係る事業
 - イ 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(以下この号において「機構」という。)が行う株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成二十七年法律第三十五号。以下この号において「機構法」という。)第二十三条第一項第八号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業(機構法第二条第二項に規定する対象事業をいう。以下この号において同じ。)を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者の派遣を行うもの
 - ロ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、協会の委託により、対象事業を行い、又は行おうとする事業者(外国放送事業者に該当するものに限る。)に対し、協会がその放送番組及びその編集上必要な資料を当該事業者に提供することについてのあつせんを行うもの
 - ハ 機構が行う機構法第二十三条第一項第十七号に掲げる業務であつて、機構の委託により、協会が対象事業を行い、又は行おうとする事業者(外国放送事業者)に該当するものに限る。)の放送に従事する者の養成を行うもの

○放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)

(監査委員会の職務を執行するための事項)

第十七条 法第二十九条第一項第一号ロに規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項
- 二 前号の職員の会長、副会長及び理事からの独立性に関する事項
- 三 監査委員会の第一号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 四 次に掲げる体制その他の監査委員会への報告に関する体制
 - イ 会長、副会長及び理事並びに職員が監査委員会に報告をするための体制
 - ロ 協会の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあっては、その職務を行うべき者)又はこれらに準ずる者(第五十五条の二第二項第五号において「取締役等」という。)及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制
- 五 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 六 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 七 その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(業務報告書の記載事項)

第三十条 法第七十二条の業務報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事業の概況(協会の沿革、設立根拠法律、主管省庁名、協会が対処すべき課題を含む。)
- 二 放送番組の概況
- 三 放送番組に関する世論調査及び研究
- 四 営業及び受信関係業務の概況
- 五 視聴者関係業務の概況
- 六 放送設備の運用及び建設改修の概況
- 七 放送技術の研究
- 八 業務組織の概要及び職員の状況
 - イ 経営委員会、監査委員会及び理事会の概況
 - ロ 役員の定数、氏名、役職、任期及び経歴
 - ハ 事務所の所在地
 - ニ 職員数(前事業年度末比増減を含む。)
- 九 法第二十九条第一項第一号ロ及びハに規定する体制の整備についての議決内容及び当該議決に基づく定め並びに当該体制の運用状況
- 十 財政の状況(過事業年度に係るものを含む。)
- イ 資本の状況
- ロ 借入先及びその借入金額の状況
- ハ 財政投融资資金、交付金等の状況
- 十一 子会社等の概要
 - イ 子会社及び協会又は子会社が他の会社の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社(子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連会社」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、資本金、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数、協会の持株比率及び協会との関係の内容
 - ロ 協会の業務の一部又は協会の業務に関連する事業を行っている一般社団法人、一般財団法人その他の法人であつて、協会が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針決定を支配しているか若しくはそれに対して重要な影響を与えることができるもの(子会社を除く。第三十四条第三項第四号及び第五十五条の三第二号において「関連公益法人等」という。)の概況(系統図を含む。)、名称、住所、基本財産、事業内容、役員状況(人数及び代表者の氏名)、職員数及び協会との関係の内容
- 十二 その他参考となるべき事項